

平成27年1月21日

広島大学教職員組合執行委員長  
吉 田 修 様

広島大学学長選考会議議長  
大 南 正 瑛

次期学長候補者選考結果に関する要求について（回答）

2014（平成26）年12月17日付けで要求のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

**要求内容**

(1) 学長選考規則第7条が、学長を「大学の自主的判断に基づいて選任」するよう求める日本国憲法第23条及び最高裁判例に違反することから、これを直ちに改正するとともに、教育研究評議会は、その改正を今回の学長候補者選考に遡及適用し、投票結果を公開すること。また次回以降の投票については、上位2名による決選投票を定め、「大学の自主的判断による選任」がより明確になるようにすること。

**（回答）**

○ 憲法第23条及び最高裁判例違反について

憲法第23条に定める「学問の自由」に関し、東京大学ポロ事件判決で示された「大学の自治」について、国立大学においては、①学長、教員等大学の教育研究に携わる者の人事は、大学の自主的決定に委ねられること、②大学の教育研究は、大学が自主的に決定した方針に基づいて行われるべきであることが伝統的に認められてきたものと理解しています。今回の選考方法及び学長候補者の決定は、教育研究評議会で選考された評議員と経営協議会で選考された学外委員のそれぞれ同数により構成される学長選考会議が行ったものであり、憲法違反であるとの指摘は当たらないものと考えています。

なお、今般の学長選考方法の見直しにおいて、学長選考会議としては意向投票を実施せず、教育研究評議会での投票結果を選考基準としないこととしましたが、それは次の2つの理由により判断したものです。

- ① 学内外から幅広く人格識見共に優れた人材を学長に登用しようとする法制度の趣旨からして、過度に学内の意見に偏るような選考方法は適切とは言えないこと。
- ② 学長選考は、学長に求められる職務、資質、能力の観点から、学長選考会議の主體的な判断で行われるべきであること。

○ 投票結果の開示について

学長選考会議においては、投票結果を選考基準とはせず、学長に求められる資質、能力等の観点から学長候補者を決定したところです。構成員による投票は、教育研究評議会における学長候補適任者の推薦の過程で実施されたものであり、投票結果を公表することは適切でないと考えています。

○ 上位2名による決選投票を定めることについて

現在も大学の自主的判断による選考が実施されていると考えていますが、今後にも必要に応じ、見直しについて検討する予定です。

なお、先に述べたとおり、学長選考は、学長に求められる職務、資質、能力の観点から、学長選考会議の主体的な判断で行われるべきであると考えています。

**要求内容**

(2) 学長選考会議は、12月5日付けの決定を取り消し、上記(1)により公開された投票結果に従い、日本国憲法第23条及び最高裁判例に沿った形での学長候補者選定を行うこと。

**(回答)**

先述のとおり、今回の学長選考について違法性はないと認識しており、決定を取り消し、選考をやり直すことはありません。